

## ( 5 ) 循環型社会に対応した新たな農業の展開について

### 想定課題

定住人口や交流人口が増加することによって、食品残さ等の増加が懸念されるが、新都市にふさわしい循環型社会に対応する有機質資源を利用した農業生産に取り組む必要があるのではないか。

### 対応方向

平成12年6月の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」いわゆる「食品リサイクル法」の制定に代表されるように、近年、食品残さの発生抑制やリサイクルを図るため、売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物の肥料等としての再利用が求められております。県内ではすでに那須地域の高根沢町において、家庭から出る生ごみと家畜排せつ物を一体的に処理し、できた堆肥を地域内の農業生産に利用している事例があります。

国会等の移転に伴い、定住人口や交流人口が増加することにより、都市活動から出される生ごみ等の増加が予想されますが、那須地域は、本県有数の農業地帯であるため、新都市や既存都市から出される生ごみを地域で発生する家畜排せつ物と一体的に堆肥化し、それを利用してできた農産物を都市に供給するという、地域循環のシステムを構築するには、十分な素地がすでに整っていると考えられます。

そこで、自然との共生や環境への負荷を低減する循環型社会を築くため、こうした地域特性を生かしながら、新都市を含む広域レベルで、率先して有機質資源の地域循環システムの確立による農業生産を進めていく必要があると考えます。

農業における地域循環システムのイメージ図

